

後期基本計画

[4] 生活環境

～美しい自然と共生する潤いのある村～

1. 自然環境・景観の保全・育成
2. 土地利用の調和
3. 生活環境の充実
4. 環境衛生の充実
5. 安心・安全対策の拡充



仲泊の松並木

1. 自然環境・景観の保全・育成

現状と課題

- 開発指導やほ場の勾配修正等により赤土流出防止に取り組んできましたが、降雨時の海域への赤土流出は未だみられることから、さらなる対応の強化が必要です。
- 海岸管理については、恩納村海岸管理条例に基づき日常的なパトロールを行い維持保全に努めてきました。近年は、海岸への漂着ごみが増加していることから、住民参加による清掃活動に取り組んでいます。引き続き日常的なパトロールの実施を行うとともに、地域や関係機関との連携による海岸の維持保全が求められています。
- 河川管理については、河口閉塞、氾濫防止等の防災面からの河口浚渫、河道、護岸整備、治水事業を進めてきました。引き続き防災面からの対応を行うとともに、今後は、生態系の保全や親水性の確保を主眼とした河川整備を行う必要があります。
- 海岸、河川の環境整備とあわせた自然景観、これらの自然景観と調和する建築物の景観、国道 58 号をはじめとした沿道景観は本村独特の観光・リゾート資源となっています。これまで新たな護岸整備とあわせて植栽による緑化を進めており、緑陰の提供・景観の醸成等の効果をあげています。今後は本村が有する自然資源・歴史文化資源を活かした景観の保全と育成が求められています。
- 主体的な景観の保全・育成に取り組むため、平成 26 年 1 月に景観行政団体に移行し、同年 3 月に恩納村景観むらづくり計画の策定、同年 10 月に恩納村景観づくり計画の施行を行いました。

基本方針

海と陸を結ぶ生態系に配慮した近自然工法等による海岸、河川の環境整備に取り組むとともに、赤土流出防止施策等とあわせて、自然環境の保全に向けた総合的、統一的な整備を進めます。

また、本村が有する自然資源・歴史資源を活かした景観の保全・育成をはかることで、うるおいのあるむらづくりを進めます。

施策の展開

1) 海岸線の保全・管理

- 自然と共生する海岸環境の保全に十分に配慮し、海岸管理条例の運用や赤土流出防止施策等に基づき、海岸の適正な保全・管理に努めます。
- ほ場の勾配修正を行うとともに、赤土流出対策に対する農家の意識改革に努めます。
- 海岸の漂着ごみ対策については、引き続き県等の関係機関との連携によるモニタリング等の実施を行うとともに、住民参加による清掃活動等に取り組めます。

2) 河川の管理および整備

- 河川が有する多様な機能を踏まえた上で、自然生態系の保全や親水性の確保に配慮した整備を進めるとともに、定期的な水質や、環境維持活動等地域と一体となった取組みを推進します。
- 河口閉塞が常態化している河川については、日常的に点検活動を行うことで速やかな改善に取り組めます。
- 関係機関と連携をはかりながら、河川の氾濫防止等による村民生活の安定および環境衛生の向上をはかるため、治水事業の推進をはかります。

3) 景観の保全・育成

- 恩納村景観むらづくり条例に基づき、主体的な景観の保全・育成に取り組めます。
- 海岸および河川で構成される自然景観、これらの自然景観と調和するリゾート地域にふさわしい建築物や道路の景観形成等、本村の特性を活かした景観の保全・育成に取り組めます。

4) サンゴの村宣言

- 本村の特色であるサンゴ礁の海を積極的に打ち出した「サンゴの村宣言」を行います。
- 「サンゴの村宣言」を行うことで村民一人ひとりの自然環境に対する意識の向上をはかるとともに、サンゴ再生活動等をはじめとした環境保全活動の展開によって魅力ある美しいむらづくりに努めます。

2. 土地利用の調和

現状と課題

- 本村では主に海岸周辺で開発が進んでいますが、法制的な土地利用制限が乏しいことから、「恩納村環境保全条例」に基づいた土地利用の誘導に努めてきました。しかし、自然公園法や農地法、森林法、「恩納村環境保全条例」等の内容・目的が十分に周知されていない状況もみられることから、土地利用に関する各種法制度や条例の周知および理解・協力をはかる必要があります。また、現状の法制度等においては、海岸線沿い等における開発を防ぐことが難しい状況が見受けられることから、本村の貴重な自然環境の保全に向けた方策の検討が求められています。
- 住宅の建設はそれぞれの集落域で個別に対応を行ってきましたが、近年はまとまった住宅地に関する需要が高まっています。このため、今後は若年層の定住を促進するため住宅地の確保が課題です。
- 恩納通信所跡地は、平成7年沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律が初めて適用され、63.1ha が返還されました。現在、地権者と事業者が主体となって跡地利用に取り組んでおり、計画の早期実現が望まれています。
- 沖縄科学技術大学院大学周辺整備に位置づけられている各分野別の取組みについては、一定程度の成果が達成していると考えられます。しかし、その中の土地利用に関する住宅整備については、今後の需要増に伴う住宅等の不足が課題となっているほか、商業施設整備（門前町構想）については、地権者との合意形成等に向けて、引き続き取り組む必要があります。

基本方針

用途用域の果たしてきた役割の周知をはかることで住民等の理解をより一層深めるとともに、各種法制度や村独自の条例に基づいた土地利用の調和をはかり、自然環境の保全や均衡ある地域の発展をめざします。

施策の展開

1) 恩納村環境保全条例等に基づく土地利用の誘導

- 恩納村環境保全条例に基づき適正な土地利用の誘導をはかるとともに、必要に応じ用域指定の見直しを行います。
- 恩納村環境保全条例等、村独自の条例が遵守されるよう、村民や関係団体、事業者への普及啓発を行います。また、海岸線を中心とした自然環境の保全を行うため、ナショナル・トラスト運動の展開に向け、恩納村環境保全条例の見直しおよび財源の確保について検討します。
- 土地利用に関する法制度および条例に基づいた適正な土地利用の誘導をはかります。

2) 住宅地の確保

- 住宅の需要に応じ、用途用域の適切な変更や土地利用基本計画における住宅地の確保に向けて検討を行います。

3) 軍用地跡地利用の促進

- 軍用地跡地については、周辺土地利用規制等と整合をはかりながら用途用域の見直しを行うとともに、跡地利用の実現に向けた適切な調整・支援を行います。
- 恩納通信所跡地および周辺住宅地域の浸水被害等の対策として排水路整備に取り組めます。
- 万座毛等の海岸資源と一体となった開発計画を進めていくための補助幹線道路計画の取組みを促進します。

4) 沖縄科学技術大学院大学周辺整備事業の促進

- 沖縄科学技術大学院大学周辺整備事業に位置付けられている分野別整備の取組みについて、沖縄県やうるま市および谷茶区並びにその他関係機関と検討・検証を行い方策に向けた取組みを促進します。

3. 生活環境の充実

現状と課題

- 広域幹線道路である国道 58 号は、週末や観光シーズンには慢性的な交通渋滞がみられることから、その解消をはかるため国道バイパスの整備が進められてきました。
- 国道 58 号は除草回数が少なく、中央分離帯等の適切な管理が課題となっており、観光・リゾート地域である本村を縦断している国道 58 号の道路景観を損ねていることから、国道管理の改善が求められています。
- 村道の整備はほぼ一巡していますが、宅地化の進展等により新たな村道整備が必要な箇所もみられます。さらに、今後は下水道整備に伴う再舗装の充実、村道や橋梁の維持・補修等に取り組む必要があります。
- 水道事業については拡張整備事業に基づき、給水区域の拡張に伴う配水管の整備や仲泊以南区域の安定給水をはかるため、真栄田配水池の整備を行いました。また、今後、耐用年数に達する老朽管についてもその対策が課題となっています。
- 平成 23 年に発生した東日本大震災では、約 257 万戸で断水が発生する等、大きな被害を受けています。このような状況を受け、国においては地震に強い水道をめざしてこれまで以上に水道施設の耐震化の取組みを行っていく方針を打ち出しています。
- 生活排水処理施設については、喜瀬武原地区農業集落排水事業、山田地区農業集落排水事業の実施により供用開始となっており、恩納第一地区については、平成 28 年度に恩納区および南恩納区の一部で供用開始となっています。今後とも「恩納村生活排水処理基本計画」に基づき、恩納第 2 地区、恩納第 3 地区の整備を進めるとともに、名嘉真地区の事業採択に向けた取組みを行う必要があります。
- 下水道への接続が可能な地域については、宅内配管工事に対する助成を行う等、接続率向上に向けた取組みを行っています。
- 各地区では小規模公園の整備は行われているものの、遊具等が設置された児童公園の整備は十分といえない状況です。引き続き児童公園や運動広場等、地域の実情に応じた身近に利用できる公園整備が求められています。
- 村内には 8 箇所、90 戸の村営住宅が供給されており、今後は適切な維持管理が課題となっています。また、若年層の定住促進をはかるため、新たな村営住宅の整備が求められています。
- 本村では光通信が整備されており、こうした高速通信網を生かし、小中学校ではコンピューター通信による海外とのテレビ会話等を試行しています。情報技術の革新は急速かつ様々な分野に及んでおり、今後はこれらを活用しながら村民生活や事業活動の利便性の向上をはかる必要があります。

基本方針

村道の維持管理、生活排水処理施設整備の推進、安定的な水供給、身近な公園の整備、村営住宅の適切な維持管理等、きめ細かな社会資本の充実をはかることでより良い居住環境づくりをめざします。

施策の展開

1) 道路の整備および維持管理の充実

- 引き続き、国道58号バイパスの早期完成に向け要請を行うとともに、定期的な除草の実施等、観光・リゾート地域にふさわしい国道管理を促します。
- 村道については適切な維持管理を行うとともに、生活環境の充実をはかるため、必要に応じて新設を行うとともに、下水道整備にともなう再舗装の充実に取り組めます。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、村道橋梁の計画的な維持・補修を行います。

2) 上下水道の整備

- 水道事業の経営については、今後とも経営の健全化・効率化をはかります。
- 「恩納村生活排水処理基本計画」に基づき、生活排水処理施設の整備に取り組めます。また、供用開始が行われている地区については、下水道の普及啓発に取り組む水洗化率向上に努めます。
- 引き続き、安全で安定的な給水を行うため、水質管理の充実および水道施設の管理強化を行い、今後、耐用年数に達する老朽管等については、布設替え計画および財政運営計画に基づき改修事業を進め、管路や水道施設の耐震化をはかります。

3) 緑地・公園の整備

- 児童公園や運動広場等については、それぞれの地域の実情に合わせた整備を行います。

4) 村営住宅等の整備・維持管理

- 引き続き、村営住宅の適切な維持管理と効率的な運営を行います。
- 若年層の定住促進をはかるため、地域のニーズ等を踏まえながら、新たな村営住宅の整備をはかります。
- 民間活力の活用等による住宅の整備を進め、定住促進をはかります。

5) 情報化の推進

- 光通信等の高速通信網を活用し、公文書の電子化と情報提供、観光と連携した博物館情報サービス、学校教育の展開等、本村の特性を生かした様々な情報システムの構築を推進します。

4. 環境衛生の充実

現状と課題

- ゴミ分別の徹底や家庭用生ゴミ処理機購入助成金の交付、クリーン指導員による活動、環境衛生施設の見学等により、ゴミ減量化に向けた村民意識の高揚に取り組んでいます。しかし、家庭用生ゴミ処理機購入助成制度を利用する村民が少ない状況です。
- ゴミ処理費用の軽減や最終処分場の延命をはかるため、ゴミ減量化に対する村民意識の高揚、ゴミ分別の徹底や分別の細分化等により、家庭から排出されるゴミの更なる減量化に向けた取組みが求められています。
- 最終処分場については、施設の老朽化に伴い、一般廃棄物最終処分場延命化基本計画に基づき、早急に対策を講じる必要があります。
- 集落域でのポイ捨てや、保安林等の人目に付きにくい箇所への家電等の不法投棄がみられることから対策が求められています。
- 平成 22 年度に恩納村斎場が供用開始されており、今後は適切な管理運営を行う必要があります。
- 「恩納村墓地整備基本計画」に基づき、集落域での墓地公園の整備に取り組んできました。引き続き、墓地需要や土地利用状況を勘案しながら村営墓地等の整備に取り組む必要があります。
- 平成 20 年度にハブ条例を制定し、飼育者に対しハブ飼育の届け出等の義務付けを行うとともに、ハブトラップや「ハブ注意」の看板の設置等、ハブの個体数減少に向けた対策および村民への注意喚起に取り組んでいます。しかし、依然としてタイワンハブの生息域の拡大が懸念されています。

基本方針

ゴミ分別の徹底や再資源化の促進、更なるゴミ減量化等により、資源循環型社会の構築に取り組めます。また、適切な斎場の管理運営や墓地整備の促進をはかるとともに、不法投棄対策やハブ対策の強化に取り組み、快適で衛生的な生活環境づくりをめざします。

施策の展開

1) ゴミ処理対策の充実

- 恩納村一般廃棄物処理基本計画に基づきゴミの発生抑制に取り組み、分別収集の徹底、資源ゴミの細分化の実施等、再資源化ゴミの活用の拡大をはかり、最終処分場延命化に向けて施設整備を実施します。
- 家庭用生ゴミ処理機助成制度の周知をはかるとともに、中間ゴミ処理施設の見学実施に取り組み等、ゴミ処理に関する村民の意識向上をはかります。
- 不法投棄やポイ捨て防止の意識啓発をはかるとともに、監視体制の強化をはかります。

2) 適切な斎場の管理運営

- 恩納村斎場については、恩納村斎場の設置および管理に関する条例に基づき適切な維持管理や運営を行います。

3) 適切な墓地整備の促進

- 「恩納村墓地整備基本計画」に基づき、墓地指定地域への個人墓の集約化促進を行うとともに、墓地整備に関する届け出の周知をはかり、無秩序な墓地開発の抑制に取り組めます。
- 村内における墓地不足に対応するため、村営墓地および納骨堂の整備に向け取り組みます。

4) タイワンハブ対策の強化

- ハブ捕獲器の維持管理や必要に応じた設置を行うことで、咬症防止対策に努めます。
- ハブの生息域の拡大を防ぐため、除草対策や集落周辺環境整備等、村民との協働による対策強化に取り組めます。

5. 安心・安全対策の拡充

現状と課題

- 本村では金武地区消防衛生組合（恩納村、金武町、宜野座村）による消防・救急体制が確立されています。村域が細長い本村においては、災害の大規模化・住民の多様なニーズに対応するため、より効果的な消防・救急体制の確立が求められています。
- リゾートホテル等の高層建築物の消火活動に対応するために、高層用梯子車の配置を行っています。その一方で、村内には道路幅の狭い集落が多くこれらの集落では消防車両の進入困難な状況がみられること、村内全域において消火栓の設置箇所数が少ないこと等から、円滑に消防活動が行えるよう対策を行う必要があります。
- 恩納分遣所に救急救命士を配置し救急活動を行っています。救急患者の更なる救命率の向上をはかるため、引き続き、救急救命技術の向上をはかる必要があります。
- 本村では海岸沿いに走る国道 58 号、県道 6 号線が唯一の交通手段であり、地震・津波によって損壊すると地域が孤立します。先の東日本大震災により防災対策の見直しが必要とされています。村民の防災意識は高まっており、自主防災組織の強化や津波発生時の避難場所の確保に取り組む必要があります。
- 全国的に子どもを狙った犯罪が多発傾向にあることから、保護者や地域への不審者情報の迅速な伝達を行うなど防犯対策に取り組む必要があります。高齢者を中心に振り込み詐欺の被害報告もみられるほか、観光客を狙った車上あらしも頻発しており、これら犯罪防止に向けた対策が課題となっています。
- 村域を縦断している国道 58 号は村民の生活道路・産業道路・観光道路等の多くの役割を担っており、交通量が多いことから交通事故が頻発する箇所がみられ、危険箇所の改善や注意喚起が求められています。
- 外国人観光客の増加に伴い、観光施設周辺を中心に交通ルールが遵守されていない運転が目立っており、交通事故に至る事案も発生していることから、交通事故の未然防止に向けた対応策の検討が必要です。
- 国道 58 号では交通ルールを無視した二輪車等の暴走行為が多発しており、スピードオーバーや爆音は村民の生活を脅かしています。その抑止対策として、赤色灯の設置、地域大会、暴走行為抑止の看板設置、沖縄県・沖縄県警への取り締まり強化要請、地域・警察による夜間のチラシ配付等を行っていますが、引き続き暴走行為の抑止が課題となっています。

基本方針

村民の生命、財産を災害等から守るため、より効果的な消防・救急体制の確立を進めるとともに救命救急技術の向上をはかります。

さらに、村民協働による地域防災体制および防犯体制の強化をはかるとともに、交通事故の発生抑制をはかることで安心・安全対策の拡充を進めます。

施策の展開

1) 消防・救急の充実

- 村民の生命と財産を守るため、消防・救急設備等の更新を適宜行います。
- 道路幅が狭く消防車両の進入に支障をきたす恐れのある集落を中心に、防火水槽や消火栓の設置に取り組むとともに、老朽化した設備の改修を進めます。

2) 地域防災の推進

- 大地震や大津波の発生時にも迅速な対応が行えるよう、飲料水、食料等の備蓄をはじめ、赤間総合運動公園を拠点避難地とし、ホテルや裏山等の各地域の一時避難所と連携する避難体制づくり、災害時の避難困難者の確認や避難路の検証等、地域ごとの自主防災対策を推進し、災害から村民の生命・財産を守る災害に強いむらづくりに取り組みます。
- 引き続き、火災や津波の発生を想定した避難訓練を実施するとともに、自主防災組織が主体となった各地域での避難訓練への支援を行うことで、村民の防災意識の向上をはかります。

3) 防犯・交通安全対策の推進

- 子どもを狙った犯罪を防ぐために、保護者や地域に対する迅速な不審者情報の伝達体制の整備を行うとともに、不審者対策の検討を行います。
- 村民等に対し、各種犯罪に関する知識や防犯に対する意識を高める働きかけを行う等、関係機関との連携による防犯対策に取り組めます。
- 子どもをはじめとした村民を交通事故から守るため、交通安全意識の普及をはかるとともに、引き続き、児童に対する交通安全指導に取り組めます。さらに国道58号および集落内の交通危険箇所については、信号機等の交通安全施設の設置に向け働きかけを行います。
- 外国人観光客に対しては、利用者の出身国・地域と日本の交通法規や慣習の違いによって生じうる違反・事故の未然防止に向けた取り組みを行うよう、働きかけを行います。
- 暴走行為の根絶をめざして、国道58号の一部区間における二輪車の深夜乗入規制の導入など、その抑止対策の充実をはかるとともに、地域、各種団体、事業所とも連携しながら沖縄県警や石川警察署・近隣警察署と協力し、より強固な体制づくりで取り締まり強化ができるよう求めていきます。